

広島県食品安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食品の安全確保に関する意見交換を行い、その意見を行政施策及び関係者の取組に反映するとともに、関係者が連携して「食品の安全に関する推進プラン」の着実な実行を図るため、「広島県食品安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 食品等の安全確保に係る関係者の意見交換に関すること。
- (2) 食品の安全に関する推進プランの取組に関すること。
- (3) その他、食品等の安全確保に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

なお、構成員（学識経験者を除く）が出席できない場合、代理の者の出席を認めるものとする。

2 別表2に掲げる関係行政機関は、会議に出席して意見を述べることができる。

(座長等)

第4条 推進協議会に座長及び副座長を置き、座長及び副座長は、学識経験者をもって充てる。

(会議)

第5条 推進協議会は、座長が招集し、会議を主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 推進協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 4 座長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会に、推進協議会の運営について補佐するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1に掲げる者及び別表2に掲げる機関の職員等をもって構成する。
- 3 幹事会は、広島県健康福祉局食品生活衛生課（以下「食品生活衛生課」という。）が招集する。

(庶務)

第7条 推進協議会及び幹事会（以下「推進協議会等」という。）の庶務は、関係行政部局の協力を得て食品生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進協議会等の運営その他必要な事項は、推進協議会において定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成１６年７月９日から施行する。
- 2 食品の安全に関する基本方針等検討協議会設置要綱（平成１４年７月１０日制定）は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
- この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
- この要綱は、平成２２年３月１日から施行する。
- この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
- この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
- この要綱は、平成２３年５月１６日から施行する。
- この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。
- この要綱は、平成２４年４月２日から施行する。
- この要綱は、平成３１年４月２５日から施行する。
- この要綱は、令和２年６月１日から施行する。
- この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表 1

消費者代表（3名）

広島県地域女性団体連絡協議会 会長
広島県生活協同組合連合会 代表理事会長
公益社団法人広島消費者協会 会長

生産者代表（3名）

広島県農業協同組合中央会 会長
全国農業協同組合連合会広島県本部 県副本部長
広島県漁業協同組合連合会 代表理事会長

事業者代表（3名）

（1）食品製造・加工業者

一般社団法人広島県食品衛生協会 会長

（2）流通・販売業者

日本チェーンストア協会中国支部 会員
広島県スーパーマーケット協会 会長

学識経験者（4名）

氏 名	役 職 名
谷本 昌太	県立広島大学人間文化学部長 教授
山内 雅弥	国立大学法人広島大学 広報担当主幹
細野 賢治	国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科 教授
溝口 嘉範	広島女学院大学人間生活学部 准教授

市町代表（2名）

広島県市長会 会長
広島県町村会 会長

別表 2

関係行政機関

広島県総務局
広島県環境県民局
広島県健康福祉局
広島県農林水産局
広島県教育委員会事務局学びの変革推進部
広島市健康福祉局保健部
呉市福祉保健部
福山市保健福祉局保健部